

議員提出第4号

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する参議院での付帯決議に基づく新たな整備と積極的な施策を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年3月20日

提出者 吉川市議会議員 岩田 京子

賛成者 吉川市議会議員 小林 昭子

〃 濱田 美弥

〃 稲垣 茂行

吉川市議会議長 中嶋 通治 様

提案理由 口頭

## 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する参議院での付帯決議に基づく新たな整備と積極的な施策を求める意見書

2017年4月14日主要農作物種子法（以下、種子法）の廃止法案が可決・成立し、2018年4月より種子法は廃止されることとなりました。種子法は1952年に日本の農業と国民の食生活を支えるため制定され、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査などを義務付けることにより、米、麦、大豆といった主要農作物の種子の国内自給の確保及び、食料安全保障上極めて重要な役割を担ってきました。

種子法廃止の理由としては、民間事業者のさらなる参入を促すことがあげられています。種子法が廃止されることで、これまで維持していた安定的な生産供給の法的根拠と、そのための財源が失われ、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失など深刻な影響を受けかねません。とりわけ、埼玉県産コシヒカリの種子の60%を栽培している吉川市への影響は計り知れません。

種子法廃止にあたり、参議院では付帯決議として「種子の品質確保のため、種苗法に基づき、適正な基準を定め、運用する」「都道府県の取組の財源となる地方交付税を確保し、都道府県の財政部局を含め周知徹底に努める」「都道府県の育種素材を民間に提供するなど連携にあたっては種子の海外流出を防ぐ」「特定の事業者による種子の独占で弊害が生じないように努める」などを求めましたが、何の施策も示されないまま2017年11月15日農林水産省事務次官通知により、主要農作物制度運用基本要綱もが廃止されてしまいました。これは「食料の安定供給」を任務と定めた農水省設置法にも反するものになりかねません。吉川市の農業・農家、そして消費者にとってもこれは非常に重要な問題です。種子法の廃止により危ぶまれる食の安全保障を補完するために速やかな対応が必要です。

よって、吉川市議会は、国会及び政府におかれましては、食料主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、参議院での付帯決議に基づく新たな整備と積極的な施策を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

埼玉県吉川市議会

提出先  
衆議院議長

参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣